

高知市小中学校PTA連合会会則

第1章総則

(名称)

第1条 本会は、高知市小中学校PTA連合会と称する。

(目的)

第2条 本会はPTA設立の趣旨に則り、高知市内の小中学校および特別支援学校
PTAの相互の連絡を密にし、児童生徒の健全な成長と福祉の増進を図り教育の振興に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的達成のため、次の活動を行う。

1. PTA相互の連絡を密にするための情報および意見の交換
2. 教育に関する調査および研究
3. 教育環境の整備改善
4. PTAの会員の相互親睦および研修
5. その他目的達成のために必要な活動

第2章組織

(組織)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する単位PTAをもって組織する。

(会員)

第5条 会員は、所属する単位PTAを通じて本会の会員となる。

(会員の権利義務)

第6条 会員は、すべて平等な権利を有し義務を負う。

第3章機関

(役員)

第7条 本会の役員は、次のとおりとする。

- ・会長 1名
- ・副会長 若干名
- ・会計 1名(副会長を兼務することができる)
- ・監事 3名

- ・ 常任委員 各単位 P T A より 1 名
- ・ 部長 4 名（常任委員が兼ねる）
- ・ 副部長 専門部ごとに若干名（常任委員が兼ねる）
- ・ 代議員 各単位 P T A より 3 名
- ・ 理事 若干名

1. 会長、副会長、会計（以下、執行部員という）および監事は、役員選考規定の定めるところにより総会において選任する。
2. 常任委員は、各単位 P T A より選出された 1 名とする。常任委員は、執行部員および監事ならびに理事を兼任することができない。
3. 部長および副部長は、各専門部に所属する常任委員の中から互選し、会長が委嘱する。
4. 代議員は各単位 P T A より選出された 3 名とし、常任委員はこれを兼ねることができる。代議員は、執行部員および監事ならびに理事を兼任することができない。
5. 理事は、必要に応じて執行役員会において選任し、会長が委嘱する。理事は会員以外の者からも選任することができる。
6. 役員の任期は、定期総会から定期総会までの 1 年とする。ただし、再任を妨げない。欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第 8 条 役員職務は次のとおりとし、会則および規定ならびに総会、
常任委員会
執行役員会の議決を遵守し、忠実にその職務を遂行しなければならない。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計は、会計事務を処理する。
4. 監事は、会計事務および会務執行を監査する。
5. 常任委員は、専門部の会務を執行し、常任委員会において事項を審議する。
6. 部長は、部の会務を総括し、その運営にあたる。
7. 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
8. 代議員は、本会の最高決議機関である総会において基本的事項を審議する。
9. 理事は、委嘱された事項の処理にあたり随時報告する。

（会議）

第 9 条 本会の会議は次のとおりとし、会長が招集する。（構成員の 3 分の 1
以上の要求があるときは、会長はこれを招集しなければならない）

1. 総会

2. 常任委員会
3. 執行役員会

(総会)

第10条 総会は本会の最高決議機関であり、代議員をもって構成する。

1. 執行部員および監事ならびに各部長は、総会に出席しなければならない。会長が必要と認めるときは、理事および委員長は、出席することができる。
2. 総会は、定期総会および臨時総会とする。
 - (1) 定期総会は毎年5月または6月に開催する。
 - (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、第9条第2項からの要求が出されたときに開催することができる。
3. 総会は、代議員の3分の1以上の出席をもって成立する。
(委任状による出席は、これを認める)
4. 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。

(総会議決事項)

第11条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 当該年度の事業報告および決算
2. 次年度の事業計画および予算
3. 分担金の額の変更
4. 会則の改廃
5. 執行部員（会長、副会長、会計）および監事の選任
6. その他必要と認めた事項

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、常任委員をもって構成する。

1. 執行部員は、常任委員会に出席しなければならない。会長が必要と認めるときは、監事、理事および委員長は出席することができる。
2. 監事が必要と認めるときは、常任委員会に出席し意見を述べることができる。
3. 常任委員会は、総会を開くことができない場合、その他緊急の必要がある場合、総会かわって本会の意思決定を行うことができる。
4. 常任委員会は、常任委員の2分の1以上の出席をもって成立し（委任状による出席はこれを認める）出席常任委員の過半数の同意をもって議決する。
(代理人による出席はこれを認める)

(執行役員会)

第13条 執行役員会は、執行部員と部長をもって構成する。

1. 会長が必要と認めるときは、監事、理事もしくは委員長は出席することができる。
2. 監事が必要と認めるときは、執行役員会に出席し意見を述べることができる。

3. 執行役員会の議事は、執行役員の過半数をもって決する。

(執行役員会の審議事項)

第14条 執行役員会は、次の事項について審議する。

1. 会務を執行するための方針に関する事項
2. 総会および常任委員会より委任された事項
3. 総会および常任委員会に提案すべき事項
4. 諸規定の制定、変更および廃止の手続き等に関する事項
5. 事務局員の任免に関する事項
6. その他会務運営に必要と認めた事項

(専門部)

第15条 本会の会務を分担するために次の専門部をおく。

1. スポーツコミュニケーション部
2. 広報部
3. 校外研修部

(委員会)

第16条 本会に必要な応じて委員会をおくことができる。

1. 委員会の任務および構成は、執行役員会で定め、会長が委嘱する。
2. 委員会は互選により委員長、副委員長を選任する。
3. 委員会は執行役員会より委任された任務を行い、必要と認められる場合には委員長が執行役員会、常任委員会もしくは総会に出席して意見を述べるることができる。

(ブロック編成)

第17条 本会に第3条の事業を効果的に推進するため、各中学校区を単位として
ブロック編成を行う。

(会長連絡会)

第18条 会長は、第5条に定める会員の連絡調整を図るため、または、
本会の運営に意見を聴集することが必要な場合に会長連絡会を開くことができる。
。

(関係機関団体の出席)

第19条 第9条に定める会議には、必要に応じて関係機関団体の出席を求めることができる。

(事務局)

第20条 本会は事務所を高知市におき事務処理をするために事務局を設置する。

1. 事務局は、執行役員会の決議および会長の指示により事務を処理する。
2. 事務局には、事務局長および事務局員をおくことができる。
3. 事務局長および事務局員は、会長が委嘱する。

第4章会計

(収入)

第21条 本会の会計は、分担金・補助金・その他の収入をもってこれにあてる。

1. 分担金の算定方法

- (1) 分担金は5月1日現在の構成会員数に基づき下記の式で算定する。
- (2) 児童生徒数×165円+学校教職員数×85円
- (3) 免除、減額規定は設けない。

2. 納付方法

- (1) 市P連事務局へ直接納付、または口座振込みとする。
- (2) 振込み手数料が必要な場合は単位PTAでの負担とする。

(支出)

第22条 本会の会計は、総会で議決された予算に基づいて行う。ただし、執行上やむをえない予算の変更は常任役員会において決定することができるが総会において承認を得なければならない。

(監査)

第23条 本会の会計は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第24条 本会は、特別会計を設けることができる。執行にあたっては執行役員会で決定することができるが、総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

第25条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章補則

(改正)

第26条 本会の会則は、総会において出席代議員の3分の2以上の決議により、
改正することができる。

(施行期日)

第27条 この会則は、1976年6月14日から施行する。

- ・1978年4月21日一部改正
- ・1982年6月12日一部改正
- ・1983年6月18日一部改正
- ・1985年6月15日一部改正
- ・1987年6月13日一部改正
- ・1992年6月 6日一部改正
- ・1994年6月 6日一部改正
- ・1997年6月 7日一部改正
- ・2001年6月 2日一部改正
- ・2005年6月 4日一部改正
- ・2008年6月 1日一部改正
- ・2012年5月27日一部改正
- ・2024年5月25日一部改正